

次世代に向けた都市づくりのあり方検討等業務 要求水準書

1 業務名

次世代に向けた都市づくりのあり方検討等業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月24日まで

3 履行場所

さいたま市全域

4 予算の上限額

13,167,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務の目的

本業務は、本市の魅力・特性を生かすとともに、激甚化・頻発化する自然災害、急激な高齢化の進展など本市を取り巻く環境の変化に対応し、市民、事業者をはじめとした多様なステークホルダー（以下「市民等」という。）と共創しながら、安全・快適に暮らせる都市をデザインしていくために、さいたま市都市計画マスタープラン（平成26年4月改定）（以下「現行都市マス」という。）の全面リニューアルを見据え、次世代（2050年）に向けた都市づくりのあり方の検討を行うものである。

6 提案を求める事項

業務内容を踏まえた以下の点について提案を求める。

- （1）次世代（2050年）に向けた次期さいたま市都市計画マスタープラン（以下「次期都市マス」という。）の全体像
- （2）次期都市マスの策定に向けたロードマップ
- （3）令和8年度に検討する「（仮称）次世代に向けた都市づくりのあり方」のアウトプットイメージ及びその検討プロセス（有識者の候補選定、意見をもらうタイミング・方法を含む）

7 業務内容

※業務内容については、プロポーザル審査における提案内容を踏まえ、優先交渉権者と協議の上、決定するものとする。

（1）計画準備

業務の内容を把握し、委託者との協議を踏まえて、受注後速やかに事業計画書（スケジュール、体制など）を作成する。

（2）次期都市計画マスタープランの全体像の検討

上記の業務の目的を踏まえ、現行都市マスを全面的にリニューアルし、市民等と共有・共感できるまちづくり・都市計画のビジョンとして再定義するとともに、次世代に向けた都市計画の見直し（例：用途地域の全市見直し等）を見据えた、次期都市マスの全体像の検討を行う。

また、市民等との意見交換のプロセスを含め、リニューアルに向けたロードマップの検討を行う。

※リニューアルは、現行都市マスの目標年次である令和12年度までには行うものとする。

(3) 次世代に向けた都市づくりのあり方の検討・作成

(2)を踏まえるとともに、地下鉄7号線の延伸など本市の最新の都市政策の状況や、本市で顕在化している社会課題を整理しながら、2050年に向けた都市づくりのビジョン（目指すまち・暮らしの姿）、基幹的に取り組むべき都市づくりのテーマや直近取り組むべき重点課題、将来都市構造のあり方など、次世代に向けた都市づくりのあり方を検討し、素案のとりまとめを行う。

検討にあたっては、必要なタイミングで有識者の意見を3回程度聴くものとする。

(4) 業務機能の立地促進に向けたインセンティブの検討

令和7年度内に策定予定の立地適正化計画に基づき、業務施設等を誘導するための、本市に適したインセンティブを検討する。

(5) 打合せ協議

業務着手時、中間報告（2回）及び納品時の計4回を基本として、その他必要に応じて適宜実施するものとする。

(6) 報告書作成

上記検討結果をとりまとめた業務報告書を作成する。

8 成果品

成果品は以下のとおりとし、全て電子データでの納品とする。なお、電子成果にあたっては、「さいたま市電子納品要領【簡易普及版】」（以下、「要領」という。）を適用し、この要領に定めのない事項については、別途委託者と協議するものとする。

- (1)（仮称）次世代に向けた都市づくりのあり方（素案）
- (2) 業務報告書【電子データ（CD-R）】
- (3) その他委託者が必要とみとめるもの

9 ウィークリースタンスの実施

本業務は、ウィークリースタンスの対象業務である。業務環境を改善するため、業務着手時の初回打合せにおいて、委託者と受託者で取り組む意思及び内容を確認し、次の取組内容を設定する。

- (1) 月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
- (2) 水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
- (3) 土・日曜日に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
- (4) その他、任意に設定する

10 人権尊重に関する特記事項

受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めるものとする。

11 その他

本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。